

飲食物の持ち込みについて

グローバルcommonsでは、活発な施設の運用のために飲食物の持ち込みについて一定の制限・申請のもと許可しています。留学生との交流や異文化理解のためのイベント、また、昼休み時間を利用したワークショップ等で積極的にグローバルcommonsをご活用ください。

1. 持ち込み可能な飲食物

1-1. 常時持ち込み可能なもの（申請不要）

- ・ペットボトル飲料・水筒など蓋付で倒れてもこぼれないもの

※ICT機器やオーディオ機器が常置されているDVDブースはこれらの物も禁止

1-2. 常時持ち込み不可なもの

- ・弁当・丼・カップ麺、その他箸などを必要とし、手で食べることができないもの
- ・においの強いもの

1-3. 一定の条件のもと持ち込み可能なもの（事前申請が必要）

- ・スナック菓子類等、水分や多量の油分を含まないもの（ただしガムは除く）

2. 許可条件

2-1. 申請条件

軽食類の持ち込みが活発な施設利用において必要不可欠である。

2-2. 申請者

必ず教職員が申請者となり、実施時には申請者またはその代理（学生不可）となるものが立ち会う。

2-3. 申請が可能なエリア

セミナースペース、オープンクラスルームの2箇所のみとする。他のエリアは機器・什器の関係上、軽食の持ち込みは許可しない。

以上